

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日のときは、翌日）

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関の指定

保険医の登録

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果

開発行為に関する工事の完了

◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施

◇ 正 誤 昭和五十六年四月鳥取県告示第四百二十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
入沢歯科医院	日野郡日南町生山六九〇番地	昭和五十六年五月一日

鳥取県告示第四百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野津 医院	鳥取市卯垣一四〇―二	昭和五十六年四月二十三日
山榊内科医院	米子市西福原一九一	〃
松本外科医院	米子市河崎一四一四	昭和五十六年四月十七日
森脇外科医院	境港市明治町一七	昭和五十六年四月十五日
中河原診療所	岩美郡国府町中河原六八一七	昭和五十六年四月二十三日
宮岡歯科医院	米子市博労町二丁目三一	昭和五十六年四月二十日
入沢歯科医院	日野郡日南町生山六九〇	昭和五十六年五月一日

鳥取県告示第四百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
根津 勝	鳥医 第二、六〇五号	昭和五十六年四月二十日

鳥取県告示第四百五十三号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）第十二条の規定に基づき、昭和五十五年度に実施した農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果を、次のとおり公表する。

昭和五十六年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査測定を実施した地域

小田川地域（岩美郡岩美町大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住、大字岩常、大字河崎及び大字太田地内）

二 調査測定の種類

特定有害物質等細密調査

三 調査測定の結果

水田の土壤及び玄米に含まれる重金属類の量

（単位 一キログラムにつきミリグラム）

地区	調査地点数	土		銅		調査地点数	玄	
		カドミウム 最高値～最低値 平均値	最高値～最低値 平均値	カドミウム 最高値～最低値 平均値	カドミウム 最高値～最低値 平均値			
大字荒金	九	一・四七～〇・五七 〇・九六	三八二・八～一六・五 一一〇・八	三	〇・九〇～〇・二〇 〇・四八			
大字院内	九	〇・八一～〇・四七 〇・六四	二八四・八～九・八 一〇三・九	二	〇・二〇～〇・〇九 〇・一五			
大字長郷	六	〇・六九～〇・三九 〇・五五	二三一・八～八九・七 一四〇・四	三	〇・六三～〇・二四 〇・四一			
大字高住	八	〇・七〇～〇・四四 〇・五二	三〇四・七～二七・一 一一九・三	三	〇・二七～〇・二三 〇・二五			
大字岩常	一二	〇・八六～〇・四一 〇・六四	二四八・八～六・八 一一八・九	一一	〇・三九～〇・〇四 〇・一七			
大字河崎	四	〇・八五～〇・七八 〇・八一	一三四・三～三六・六 七九・四	八	〇・七〇～〇・〇七 〇・二一			
大字太田	四	〇・六八	一一四・〇	八	〇・二八～〇・〇八 〇・一四			
合計	四八	〇・六八	一一四・〇	三八	〇・二二			

鳥取県告示第四百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年一月二十三日 鳥取県指令受都計第四百二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉岡温泉町字宮町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉岡温泉町二四九

田 三 登 十

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和56年5月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

- (1) 乙種危険物取扱者試験（第4類の危険物に係る試験に限る。以下同じ。）
 (2) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

- (1) 日時 乙種危険物取扱者試験 昭和56年6月30日午前10時から
 丙種危険物取扱者試験 昭和56年6月30日午後1時から
 (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 倉吉市山根529の2 鳥取県立倉吉体育文化会館
 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
 米子市東福原86 米子市農業協同組合大会議室

3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、6箇月以上危険物取扱いの実務経験を有する者に限る。

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和56年5月15日から同月29日まで

（郵送による場合は、昭和56年5月29日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

エ その他

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

- ア 乙種危険物取扱者試験 2,000円
 イ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄
にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

正 誤

昭和五十六年四月鳥取県告示第四百二十六号(町の区域の新設等につい
て)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

一 下 長坂字宮ノ前

長坂町字宮ノ前

二 上 長坂字西寺谷

長坂町字西寺谷